

【公務（通勤）災害認定請求書添付資料一覧】

資料 区分	診断書（注1）	災害現認証明書	災害発生状況図	災害発生見取図	出勤簿写	既往病歴報告書（注2）	交通事故証明書	時間外の勤務 被災の場合 命令簿等	出張命令簿写（注3）	通勤災害の場合		第三者加害報告書	念書（兼同意書）	補償先行申出書（注5）	療養補償請求書 （様式第6号） （注6）	治ゆ報告書（注6）
										通勤届写	通勤経路図 （注4）					
負傷	○	○	○	○	○	(○)		○	(○)	○	○				(○)	(○)
第三者事案	○	○	○	○	○	(○)		○	(○)	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)
交通事故	○	○	○	○	○	(○)	○	○	(○)	○	○				(○)	(○)
第三者事案	○	○	○	○	○	(○)	○	○	(○)	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)
その他の事故	○	○	○	○	○	(○)		○	(○)	○	○				(○)	(○)
第三者事案	○	○	○	○	○	(○)		○	(○)	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)
疾病	○	○	○	○	○	(○)		○	(○)	○	○				(○)	(○)

※災害区分に応じて、○の資料は添付必須。（○）は必要に応じて添付のこと。

（注1）診断書は写しでも申請可能だが、その場合は療養補償請求の対象外となるため、留意すること。

（注2）被災部位に病歴がある場合に提出。**なお、「腰痛」、「脱臼」、「熱中症」、「精神疾患」、「心・血管疾患・脳血管疾患」については、提出必須。**

その他の疾病については、請求書受理後、症状に応じて基金から個別通知により提出を求める。

（注3）公務出張時の災害に係る公務災害認定請求の際に提出すること。

（注4）通勤経路図は市販の地図等を用いて、①自宅②勤務箇所③災害発生場所（×で表示）の3地点を明記し、被災時の経路を赤線で記載のこと。なお、被災時の経路（交通手段）が通勤届と異なる場合は、通勤届の経路を青線で記載すること。

（注5）第三者加害事案において、加害者からの賠償に先行して基金からの補償を希望する場合に、提出すること。

（注6）**下記要件を満たしている軽微な負傷・疾病については、認定請求と同時に療養補償請求書（様式第6号）・治ゆ報告書を提出して差支えない。**

<要件>

- ① 認定請求時点ですでに治療が終了していること。
- ② 公務に起因する負傷であることが明らかであること。
- ③ 医療機関を転医していないこと。
- ④ 非指定医療機関を受診していること。